

岩手県告示第955号

特別地区及び野生動植物保護地区の指定（昭和56年岩手県告示第1321号）の一部を次のように改正し、平成22年1月1日から施行する。

平成21年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>1 [略]</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県<u>環境保健部自然保護課</u>、岩泉町役場<u>及び川井村役場</u>に備えておいて縦覧に供する。</p> <p>2 [略]</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県<u>環境保健部自然保護課</u>及び岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。</p>	<p>1 [略]</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県<u>環境生活部自然保護課</u>、<u>宮古市川井総合事務所</u>及び岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。</p> <p>2 [略]</p> <p>備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県<u>環境生活部自然保護課</u>及び岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	